

## 東京運輸支局からのお知らせ

～自動車検査票2 燃料タンクの容量等記載のお願い～

国土交通省では、燃料タンクに係る不正な二次架装等を防止するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正（平成18年5月19日 国土交通省令第66号）し、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の自動車検査証の記載事項に「燃料タンクの個数及びそれぞれの容量」を追加しました。（第35条の3関係）

また、本施行規則の一部改正に併せて、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部を改正（平成18年5月31日 国自技第49号）し、記載の対象となる自動車について新規検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する際には、自動車検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者が記載することになりました。

以上のことから、平成18年8月1日以降に、東京管内の支局・事務所において貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受検される際には、自動車整備振興会の予約受付窓口又は運輸支局等の検査窓口に備え付けてある、以下の様式のスタンプを自動車検査票2の備考欄の下欄へ押印していただき、容量等をボールペン等で記入してください。

[様式]

燃料タンクの個数及びそれぞれの容量			
燃料タンク及び容量	個	1. ( ) L)	
2. ( ) L)	3. ( ) L)	4. ( ) L)	

記載例（燃料タンク2個、容量200L、200L）

燃料タンクの個数及びそれぞれの容量			
燃料タンク及び容量	2個	1. ( 200 L)	
2. ( 200 L)	3. ( ) L)	4. ( ) L)	